

建物の増改築などは 消防署に事前相談を！



店舗や事務所・工場など、
個人の住宅ではない建物は増改築などにより、

「**スプリンクラー**」

「**屋内消火栓**」

「**自動火災報知設備**」

などの消防設備の設置が必要となる場合があります。

増改築などにより、これらの消防設備の設置義務が発生したことに
気付かず、法律違反の状態となっているケースが見受けられます。



法律違反の状態が続くと

「**警告**」や「**命令**」「**告発**」

など行政措置の対象となる可能性が.....！



建物の増改築や用途変更
テナントの入れ替わりなど
は**消防署まで事前にご相談**
ください！

また、建物にこのような変更があるときは、

「防火対象物使用開始届出書」を消防署にお届けいただく
必要があります。

併せてご相談ください。



お問い合わせ
堺市美原消防署 予防課

TEL : 072(362)0119

FAX : 072(363)1414

「防火対象物使用開始届出書」はこちら
からダウンロードできます。
(堺市消防局HPダウンロードのページ)

堺市消防局 申請・届出

検索

